

特定の個人や集団に対して、差別や偏見に基づき人の心を傷つけるような「差別語」や「差別表現」を用いた落書きを「差別落書き」といいます。そのような「差別落書き」は、刑法の侮辱罪や名誉毀損罪の対象となる重大な犯罪行為です。

「差別落書き」は、そのまま放置されれば、それを見た人に新たな差別意識を植えつけ、差別を助長する恐れがあります。

そのため「差別落書き」を発見したり、通報を受けた場合は、次のような対応をお願いします。

## 「差別落書き」を発見したり、通報を受けた時は

### 1. 現場確認と保存

発見者（通報者）とともに現場を確認し、人目に触れないよう応急措置として落書きを隠してください。（勝手に消去したり処分しないでください）

具体的には、①落書きを紙等で覆う、②扉をロックする、③施設を使用禁止にする、など。

### 2. 通報・連絡

速やかに、中津警察署か中津市役所人権啓発推進課に通報・連絡をお願いします。

中津警察署（電話）22-2131

人権啓発推進課（電話）22-1111（内線281）

### 3. 記録

落書き内容や現場の状況などを、できる限り正確かつ詳細に記録してください。

（写真やビデオ等による映像保存と必要事項の筆記）

具体的には、①発見日時、②発見場所の詳細、③内容、④大きさ、

⑤発見者・通報者の連絡先、⑥その他必要事項、など。

### 4. 被害届・処理・報告

①中津警察署に、被害届（器物損壊）の提出をお願いします。

②中津警察署の現場検証や関係者の現場確認が終了次第、人権啓発推進課と協議・確認後、速やかに「差別落書き」を消去してください。

③処理結果の報告を人権啓発推進課をお願いします。

※発見者（通報者）等にお尋ねすることがありますので、ご協力をお願いします。